

答 申 第 52 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 3 年 5 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示とすることが妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 2 年 7 月 27 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定農協の産業廃棄物処理施設の不法堆積についてどのように対処したのかがわかる文書」等についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 8 月 13 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本決定のうち、本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定の農業協同組合（以下「本件法人」という。）の産業廃棄物処理業に係る業務報告書及び監視日報、行政指導に係る文書である。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

個人情報であるとした非開示部分は、条例第 7 条第 2 号が規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が含まれている可能性があり、事業情報は公開されなければならない。

法人情報であるとした非開示部分は、産業廃棄物を原料とする家畜糞を堆肥として適正処理しているか否かに関する情報であり、公益上公にすることが必要な情報である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

有価売買における一般的な商取引に関する情報、誰にいくらで売ったのかという情報は開示してしまうと本件法人や第三者の競争上の地位等を害する情報と考えられるため、非開示と判断をした。審査請求人は環境の保護上公にしなければならない情報と主張しているが、産業廃棄物から再生品として製造された堆肥について、現時点で環境上、健康

上問題があるものとは認識しておらず、公益上開示が必要な情報であるとは判断をしなかった。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、本号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

実施機関が、本決定において本号に該当するとして非開示とした情報は、業務日報、監視日報等に記載された産業廃棄物処理施設の所長等の従業員個人の氏名、印影、顔写真、サインである。

当該情報は、いずれも個人に関する情報であって、直接あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

審査請求人は、所長の氏名は近所の間であれば誰でも知っているため公にされているとの主張をしている。

しかしながら、本件法人の登記簿において、所長の氏名は登記がされておらず、また、周辺住民が知っているという理由だけでは誰もが知り得る情報として公にされている情報であるとは必ずしも認められないため、本号ただし書に該当するとは認められ

ない。

また、審査請求人は、産業廃棄物処理施設の所長の氏名は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すると主張しているため、以下検討する。

本号は、非開示とすることと定めた個人情報から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外し、本条第3号（法人情報）で判断することとしている。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報ではあるものの、当該事業に関する情報としての側面が強いため、法人等に関する情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号（個人情報）から除外している。そして、「事業を営む個人」とは一般に、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人や農業、林業等を営む個人をいうものと解される。

この点、本件法人の所長は本件法人の従業員であり、「事業を営む個人」に該当しないことは明らかである。

また、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等を代表する権限に基づいて職務として行う行為など、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報についても同様に本条第3号（法人情報）で判断することが相当と解される。

実施機関の説明によると、実施機関が立入検査を行った際に作成する監視日報における対応者の氏名については、本件法人を代表する責任を負った立場の者の氏名を記載するものではなく、その場に立ち会った従業員の氏名を記載するものであるとのことであった。このことから、監視日報に記載された所長の氏名については、本件法人を代表する権限に基づいて職務として行った行為について記載されたものではなく、当該法人の行為そのものと評価される行為に関する情報であるとは認められない。

以上のことから、監視日報に記載された所長の氏名について本条第3号（法人情報）の該当性を判断することは適切ではなく、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、常に開示が義務づけられることになる。

(5) 条例第7条第3号(法人情報)本文の該当性について

当審査会において見分したところ、対象公文書のうち実施機関が本号に該当するとして非開示とした文書は次のとおり分類することができる。

ア 堆肥の販売量や取引先の名称、連絡先

イ 製品の売却単価、金額、通帳の写真、口座番号

以下、分類ごとに本号該当性を検討する。

ア 堆肥の販売量や取引先の名称、連絡先

当該文書は、本件法人が製造、販売した堆肥の販売量や、堆肥を売り渡した取引先の法人の名称及び連絡先の情報で構成されている。これらの情報は、本件法人自らの営業活動によって開拓した商取引相手であって、商業上重要な顧客情報であると解される。したがって、これらの情報を開示した場合、競合他社等が容易に本件法人の顧客情報を入手することが可能となり、対抗的な事業活動が行われるなど、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本号に該当する。

イ 製品の売却単価、金額、通帳の写真、口座番号

当該文書は、本件法人が製造、販売した堆肥を売り渡した際の売却単価、金額、通帳の写真及び口座番号で構成されている。これらの情報は本件法人の営業に関する情報又は経理等の内部管理に関する情報であり、これらの情報を開示した場合、競合他社等が容易に本件法人の営業等の情報を入手することが可能となり、対抗的な事業活動が行われるなど、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本号に該当する。

(6) 条例第7条第3号(法人情報)ただし書八の該当性について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)は、廃棄物の排出の抑制、適正な再生、処分等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律であるが、廃棄物のうちでも、産業廃棄物は、排出量が多量で危険物等が含まれる場合があり、その不法投棄事件も発生していたこと等から、同法は、排出事業者が産業廃棄物の最終処理の責任を負わせ、基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該収集、運搬又は処分を行った者に必要な改善・措置を講ずべきことを命ずることができ、措置命令に従わなければ、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができることとなっている。

これは、産業廃棄物の処理は社会にとって必要不可欠な事業であるが、何らの規制を加えることなく自由競争に委ねるならば、同事業が適正に行われない場合もあり得るものであり、県民等の健康・生活等へ重大な影響を及ぼすなど、取り返しのつかない事態になるのを避けるため、同法で排出事業者等の責任を定め、処理に関する責任・権限の所在も確保したものと解することができる。

さらに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）は、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を目的とした法律であるが、同法は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき管理基準を設け、違反した場合には都道府県知事は行政指導や処分を行うことができるとしている。

一方、本号ただし書八は、法人等に関する情報であっても「公益上公開することが必要であると認められるもの」については公開の対象となる旨規定している。これは、法人に関する情報には、本件法人の利害関係を超えて、県民生活に少なからざる影響を与え、又は与え得ることがあり、公益上公開するのが相当であると考えられるものがあるが、その場合には、公益と一方これを公開されることによる法人の不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が大とされたものを、本号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

以下、（５）の分類ごとに本号ただし書八への該当性を検討する。

ア 堆肥の販売量や取引先の名称、連絡先

前述したように産業廃棄物は、排出量が多量で危険物等が含まれることがあり得るため、それらが不適切に処理された場合には、環境自体の汚染のほか、県民等の健康・生活等への影響や財産的価値の毀損等、地域的・時間的に非常に広範で、かつ深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。また、このような環境等への悪影響は、すぐに明らかになるとは限らず、相当期間の経過後に発覚することも想定され、一度発生すれば、事後的に原状回復することは困難で、多額の社会的費用等が必要な事態になると認められる。

したがって、産業廃棄物処理については、廃棄物処理法で各事業者の責任等を厳格に定めてはいるものの、その事業の一般的性質上、各事業者の運営状況等によっては、県民等の健康・生活等や自然環境等に重大な影響を及ぼす危険性があることは否定できない事実であり、同法の趣旨や制定経緯、産業廃棄物処理業に内在する社会的責任、社会情勢等に照らして総合的に勘案すると、産業廃棄物がどのように処理されどれほどの量がどこへ販売されたかというトレーサビリティの確保に資する情報については、開示することによる公益性は非常に高いと考えられる。

当審査会において対象公文書を見分したところ、これらの情報は(5)アで述べたように法人情報に該当する情報ではあるが、本件法人が産業廃棄物を処理して生成した堆肥の販売量や販売先の法人の名称、連絡先であり、産業廃棄物のトレーサビリティの確保に資する情報であると認められる。

廃棄物処理法及び家畜排せつ物法の趣旨や制定経緯から鑑みて以上を踏まえると、開示されることによる県民等の公益は、非開示により保護されるべき法人の利益を優越すると認めざるを得ない。

したがって、これらの情報は、本号ただし書八に該当し、開示することが妥当である。

イ 製品の売却単価、金額、通帳の写真、口座番号

これらの情報は、廃棄物としての排せつ物の処理に係る情報であることは否定できないが、産業廃棄物のトレーサビリティの確保に係る側面を強く有する情報とは認められない。また、上記(6)アの情報を開示することで県民等の公益は十分担保されることから、なおこれらの情報を開示する必要性は乏しいと考えられる。

一方で、これらの情報は法人の経済活動における取引上の情報という側面を強く有するものである。また、実施機関が主張するように、これらの情報は本件法人の営業に関する情報又は経理等の内部管理に関する情報であって営業上の秘密の核心をなすものであり、開示されることにより、競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは十分に理解できる。

廃棄物処理法及び家畜排せつ物法の趣旨や制定経緯から鑑みて以上を踏まえると、開示されることによる県民等の公益は、非開示により保護されるべき法人の利益を優越するとまでは認められない。

したがって、これらの情報は、本号ただし書八には該当せず、非開示とした実施機関の決定は妥当である。

(7) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである

別紙 1

審査会の処理経過

年月日	処理内容
R 2 . 1 0 . 1 4	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 2 . 1 0 . 1 6	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
R 2 . 1 0 . 2 9	・ 実施機関を経由して審査請求人からの反論書の受理
R 2 . 1 1 . 6	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 1 . 2 7	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第6回第2部会)
R 3 . 2 . 2 6	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第7回第2部会)
R 3 . 3 . 2 4	・ 審議 (令和2年度第8回第2部会)
R 3 . 4 . 2 8	・ 審議 (令和3年度第1回第2部会)
R 3 . 5 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第2回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	(株)百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。